

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年1月17日
【発行者の名称】	株式会社アップライズ (UPraise, Inc)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩堀 克英
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川一丁目13番7号
【電話番号】	(03) 6388-0835 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 行方 亜美
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2101 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年2月20日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アップライズ http://upraise.pw/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期	第16期	第17期	第18期（中間）
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年6月
売上高	(千円)	643,570	673,515	733,529	312,898
経常利益	(千円)	1,802	20,232	37,574	27,892
当期（中間）純利益	(千円)	429	14,041	25,640	30,288
純資産額	(千円)	45,762	60,569	93,105	120,748
総資産額	(千円)	248,214	264,908	283,610	298,610
1株当たり純資産額	(円)	190.68	252.37	387.94	503.12
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期（中間）純利益	(円)	1.79	58.51	106.84	126.20
潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	18.4	22.9	32.8	40.4
自己資本利益率	(%)	0.9	26.4	33.4	28.3
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	4,172	19,716	473
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△111,048	△12,561	99,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△3,324	△2,038	△4,375
現金及び現金同等物の期末（中間期末）残高	(千円)	—	44,945	50,062	148,853
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	(人)	12 (388)	10 (483)	13 (497)	11 (341)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第15期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（派遣労働者契約者を含む。）は年間の平均人員を（）外数で記載しております。

7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

8. 第17期及び第18期中間の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人シド一の監査を受けておりますが、第15期及び第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 当社は、2023年11月16日開催の取締役会決議により、2023年11月17日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。また、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しております。

2【沿革】

株式会社アップライズは、2006年に設立した有限会社グローツワールドを前身とし、休眠していた同社を2014年6月にベトナム人に特化した人材紹介・派遣会社として株式会社アップライズに商号及び組織変更いたしました。

創業当時は、日本に留学に来るベトナム人留学生が多大な借金を背負い、また日本で就職やアルバイトを探すためにも斡旋会社に履歴書作成費用等の名目で支払いを求められておりました。そのような状況を改善したいという思いからベトナム人留学生に特化した人材紹介・派遣業を起業いたしました。

その後、国内外にいる留学生へアルバイトや正社員の就業機会を提供し、現在は、ベトナムの大学とも連携し、インターンシップなどの方法により優秀な人材に日本での就労機会を提供しております。

多大な借金や経済的負担を強いることなく来日できる仕組みにより、北海道から沖縄まで広範囲に人材提供が可能なインフラを提供しております。

年月	事項
2006年4月	有限会社グローツワールド設立
2014年6月	有限会社グローツワールドから株式会社アップライズに商号及び組織変更 代表取締役に就任(岩堀克英)
2014年8月	資本金300万円から2,000万円に増資
2014年9月	本店を東京都港区芝大門へ移転
2014年11月	古物商許可取得
2015年1月	有料職業紹介事業許可取得
2015年4月	労働者派遣事業許可取得
2018年5月	ベトナム社会主義共和国にUPRAISE VIETNAM COMPANY LIMITED設立
2019年2月	本店を東京都品川区北品川へ移転
2019年6月	特定技能所属機関から契約により委託を受けて、特定技能外国人支援計画の業務を行う、登録支援機関許可取得
2019年8月	資本金2,000万円から4,000万円に増資
2020年2月	酒類販売業免許(輸出卸売)取得
2022年7月	宅地建物取引業者免許取得
2023年7月	UPRAISE VIETNAM COMPANY LIMITEDを100%子会社化

3【事業の内容】

(1) 当社の事業内容

当社は、ベトナム人に特化した人材支援サービス事業を単一セグメントとして行っております。

「努力をするまじめなベトナム人」が日本企業に就労できるようにサポートしております。それにより、日本企業も少子高齢化に対応できるような人材採用の仕組みを享受できるようになる上、さらに、日本企業がベトナム等ASEANに進出する機会を提供できるようになると考えております。

(2) サービスの内容

(A) 人材サービス支援事業の内容は以下の通りです。

①在日ベトナム人（留学生）には、派遣・アルバイト紹介サービスを提供しており、当社売上全体の90.8%（2022年12月期）を占めております。

当該サービスにおいて、約80%は、物流会社の3PL業務の倉庫内作業スタッフとして派遣しております。

エリアは、千葉県・埼玉県など東京周辺地域に及んでおり、各顧客の派遣先拠点に担当者を割り振り、人材募集及び書類収集、そしてシフト管理を行っております。

また、約20%は、飲食店向けのホール業務や調理業務スタッフとして派遣しております。エリアは、渋谷・新宿・新橋など東京都が中心になっております。飲食店の種類としては、居酒屋や焼き肉チェーンやカフェ系店舗に派遣しております。規模としては1店舗当たり1～5人程度であり、物流に比べて小規模になります。

最後にアルバイト紹介サービスに関しては、コンビニやスーパーマーケットの店舗スタッフが中心になりますが、派遣・アルバイト紹介サービスに占める割合は極めて僅少で0.14%程度となっております。

②在日ベトナム人（技能実習生）には、特定技能にて就職できる機会を提供し、特定技能受入企業に対しては、特定技能登録支援サービスを行っております。

③日本の専門学校以上の学位もしくは、ベトナムの3年制以上の大学を卒業した生徒に関しては、就職に必要な学位を取得しているならば、技術人文国際業務のビザを取得し、正社員として就職することが可能となることから、受入企業に対して技術人文国際業務紹介サービスを行っております。

④在ベトナム・ベトナム人（大学生）には、インターンシップ生として日本で1年未満の就業が可能な企業を紹介して、企業にはインターンシップ生受入支援サービスを提供しています。そのインターンシップ生を受け入れるために、日本語教育・文化教育の支援を提供しております。

⑤その他サービスとして、日本企業向けの海外進出コンサルティング及び、日用品等の余剰在庫の販売を行っております。

(B) 主なサービス内容ごとの対象業種は以下になります。

①派遣・アルバイト紹介サービス 主に物流業界・飲食店を中心に展開

②特定技能登録支援サービス 主に、介護・飲食・建設業を中心に展開

③技術人文国際業務紹介サービス 主に経理・建設業を中心に展開

④インターンシップ支援サービス 主に物流・建設業を中心に展開

(C) 他社との比較（アルバイト紹介、特定技能、技術人文国際）

自社ベトナム人社員により人材選定・面接・入社後のサポートを一貫して行っているためにきめ細かなサポートが可能です。また、就労者からの紹介手数料などを徴収していないため、しがらみなく候補者を厳選でき、就労者との強固な信頼関係が形成されております。さらに、面接や教育システムも充実しております。

・面接は、企業側が対面面接をする必要がないように、事前にビデオ面接を行い、そのビデオを通じて、職務経験・志望動機・日本語レベルの習熟度などを把握できるシステムインフラが設けられております。

・教育は、N1～N5級まで日本語教師（教員歴20年以上）によるビデオレクチャーならびに各職種に応じた教育カリキュラムをリモート教育が可能なシステムインフラで自社コンテンツとして提供しております。それにより個々の就労希望及び予定者の学習時間やテスト結果などの習熟度をセンターコントロールすることが可能です。

各業界用語など専門的な知識や性格適正などもベトナム語のオンライン教育が実施可能です。

(3) 事業展開の基本的方針

当社の基本方針としては、

1. 国内就労希望者には一切費用がかからず就労できる仕組み

2. インターンシップ生は（飛行機代等の実費のみで）来日できる仕組み

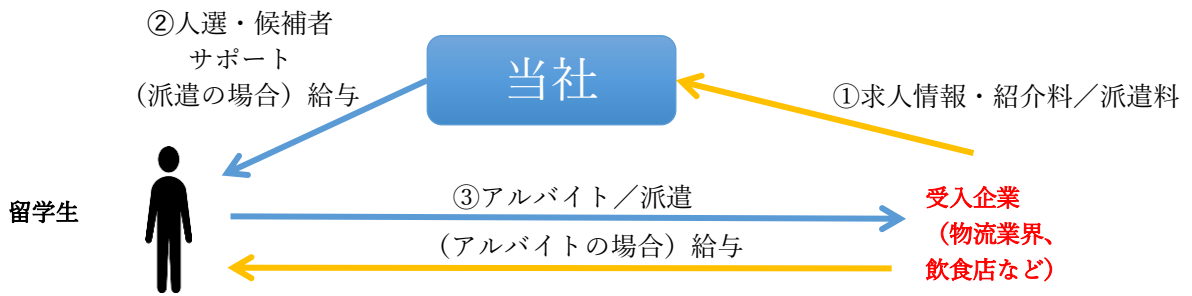
就労後のサポート体制が充実し、企業が安心して雇用できる仕組みを提供することで、就職したいと思う勤勉でまじめなベトナム人材は多くいる。そのような仕組みを着実に提供する。

それにより“安心して外国人を雇い入れられる企業”と“将来のキャリアを努力により築き上がられると信じて日本で就労したいベトナム人”を、当社が接合点となることができると考えております。

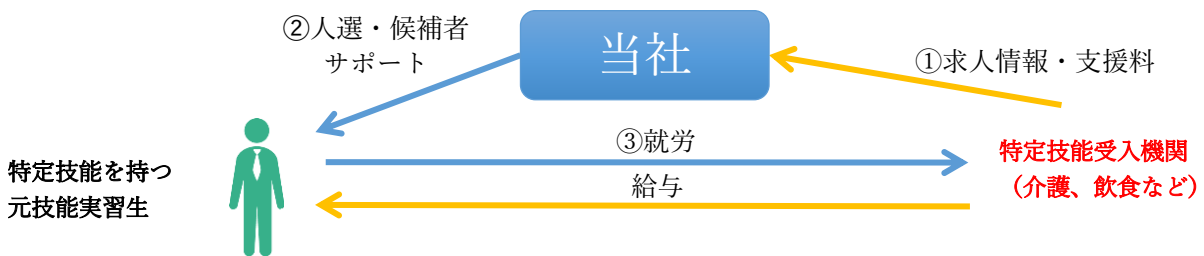
当面、ベトナム以外の国に進出することは考えておりませんが、ベトナムでビジネスモデルを構築できれば、そのインフラを他国にて展開することは可能だと考えております。

[事業系統図]

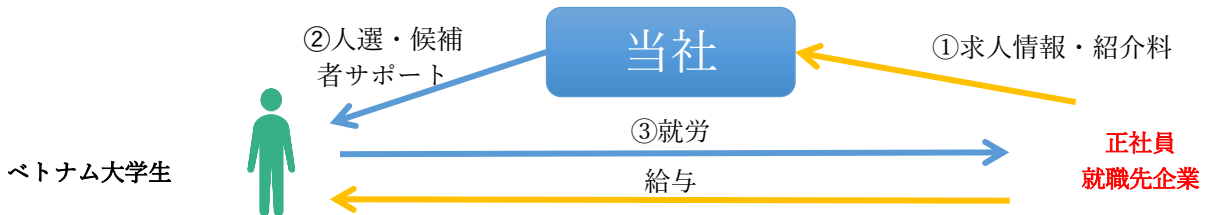
派遣・アルバイト紹介サービス



特定技能登録支援サービス



技術人文国際業務紹介サービス



インターンシップ支援サービス



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(非連結子会社) UPRAISE VIETNAM COMPANY LIMITED	Hanoi-city, Vietnam	2,000,000,000 VND	・人材紹介 ・人材育成 ・ベトナム事業開発	100	役員の兼任あり

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
11(344)	39.1	3.4	3,280

- (注) 1. 当社は人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣労働者契約者を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 3. 平均年齢は、正社員の平均年齢であります。
 4. 平均勤続年数は、正社員の平均勤続年数であります。
 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含む正社員の平均年間給与であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

第17期事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

当社は、「人手不足の日本の産業活性化と多くの費用負担なく日本で就労することで、努力をするまじめなベトナム人に就労機会を提供する。」を企業理念に掲げております。事業活動を通じて社会課題を解決することができると思っております。今後加速する労働人口不足に対応すべく2030年までに外国人の労働ニーズは80～100万人増加すると予想されます。その増加量は、現在の外国人就労者の2倍相当にあたります。それらの急増する雇用ニーズに対応した外国人雇用インフラを提供することが当社の使命です。当社の事業をベトナム人中心に展開してきた強みを活かし、事業基盤を構築いたします。

この結果、当事業年度の業績は、売上高733,529千円（前年同期比8.9%増）、営業利益24,973千円（前年同期比3,293.1%増）、経常利益37,574千円（前年同期比85.7%増）、当期純利益25,640千円（前年同期比82.6%増）となりました。

第18期中間会計期間（自2023年1月1日 至2023年6月30日）

新型コロナ対策の影響がなくなり、経済活動及び国内外移動が正常化したことに伴い、対面サービスが必要な外食や宿泊事業の人手不足問題が再燃しております。その中で、2022年中旬から飲食分野の派遣と特定技能事業への拡大を行っていたことで、飲食分野の顧客は順調に増えております。また、2021年下旬から取り組んでいる介護分野の特定技能の顧客から評価を受け、既存の顧客から、新たな顧客となる別の介護施設を紹介してもらうという好循環となっております。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高312,898千円、営業利益24,630千円、経常利益27,892千円、中間純利益30,288千円となりました。

なお、当社は、人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

また、社会状況及び当社状況に大きな変化はなかったため、前年同期との比較は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第17期事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、50,062千円となり、前事業年度末に比べて5,117千円の増加となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は19,716千円（同372.5%増）となりました。

これは主に、税引前当期純利益37,610千円、売上債権の減少額10,481千円を計上した一方、法人税等の支払額9,579千円などがあったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果支出した資金は12,561千円（同88.7%減）となりました。

これは主に、差入保証金の差入による支出10,045千円などがあったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果支出した資金は2,038千円（同38.7%減）となりました。

これは、長期借入金の返済による支出2,038千円があったことによるものです。

第18期中間会計期間（自2023年1月1日 至2023年6月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、148,853千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金は473千円となりました。

これは主に、税引前中間純利益45,642千円、投資有価証券売却益で17,749千円、未払消費税の増加額が11,800千円、法人税等の増加額が8,931千円あったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動の結果得られた資金は99,900千円となりました。
これは、投資有価証券の売却による収入99,900千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果支出した資金は4,375千円となりました。
これは、長期借入金の返済による支出4,375千円があったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第17期事業年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社は人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	第17期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	前年同期比 (%)
人材支援サービス事業 (千円)	733,529	108.9
合計 (千円)	733,529	108.9

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第16期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第17期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社丸和運輸機関	249,262	37.0	284,202	38.7
株式会社ナカノ商会	140,083	20.7	123,637	16.9
株式会社紀文フレッシュシステム	72,984	10.8	90,982	12.4

(注) 人材支援サービス事業の第17期事業年度の内容別売上割合は次のとおりであります。

サービス内容	金額 (千円)	割合 (%)
派遣・アルバイト紹介サービス	666,307	90.8
特定技能登録支援サービス	14,368	2.0
技術人文国際業務紹介サービス	10,285	1.4
インターンシップ支援サービス	8,401	1.1
その他サービス	34,168	4.7
合計 (千円)	733,529	100.0

第18期中間会計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社は人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	第18期中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	前年同期比 (%)
人材支援サービス事業 (千円)	312,898	-
合計 (千円)	312,898	-

(注) 1 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っていません。

2 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第18期中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社丸和運輸機関	92,414	29.5
株式会社紀文フレッシュシステム	70,329	22.5

(注) 人材支援サービス事業の第18期中間会計期間の内容別売上割合は次のとおりであります。

サービス内容	金額 (千円)	割合 (%)
派遣・アルバイト紹介サービス	267,309	85.4
特定技能登録支援サービス	22,485	7.2
技術人文国際業務紹介サービス	10,392	3.3
インターンシップ支援サービス	5,338	1.7
その他サービス	7,374	2.4
合計 (千円)	312,898	100.0

3 【対処すべき課題】

当社は、持続的な成長を実現していくために、以下4点を対処すべき課題として認識しております。

(1) 現状認識

当社は、派遣・アルバイト紹介サービスが継続的な成長をすることで、安定的な事業基盤を構築することができると考えています。既存事業の中でも特に人材派遣事業は、多くの留学生との初期段階の接合点となります。その根幹となる既存事業が拡大することが、特定技能や技術人文国際業務人材紹介としての採用のもととなります。

また、現在の事業領域で継続的な収益を確保することで、経営基盤の安定にもつながります。当社の事業特性として以下2点が挙げられます。これらの特性により、コスト優位性と人材の安定品質化を実現しております。

1. 人材の募集から受入企業の開拓まで全て弊社の社員で行っているワンストップサービスとなっている。
2. 採用後のサポートも自社社員にて行っていること

今後、技能実習制度改革の影響により技能実習生から特定技能への転換や留学から特定技能・技術人文国際業務としての社員採用が進むことが予想されます。

それにより、様々な書類をデータ化し、各種ビザ申請に関わるデータなどを統合して確認できるフローにするためのシステムサポート体制の構築が必要となる。

(2) 当面の対処すべき課題

1. 外国人採用に求められる多くの書類をワンストップサービスで提供するために必要なシステム導入が求められます。それらを順次システム化することで業務効率化とコンプライアンスに準拠した業務運用する必要がある、ITインフラの構築を事業成長スピードに合わせて充実させることが課題と言えます。

2. 紹介をした特定技能人材や正社員人材への日本語・業務教育・日本の文化教育体制が求められています。

(3) 対処方針と具体的な取組み

現在、上記(1)(2)に関して対策を順次講じております。

1. システム化に関しては、既存クラウドサービスを活用した情報連携を進めております。現在の連携を順次拡大させていく予定です。

2. 教育に関しては、専任日本語教師を採用し、日々日本語教育を行っております。また、「edulio (エデュリオ)」という教育アプリケーションを導入しコンテンツの保管を行っております。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に記載しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があります。また、以下の記載は当社の事業もしくは当社株式への投資リスクを完全に網羅するものではありませんので、その点ご注意ください。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業の許認可について

当社の人材支援サービス事業は、「労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）」、「職業安定法」、「出入国管理及び難民認定法」、「宅地建物取引業法」等各種法令の法的規制を受けておりますが、とりわけ労働者派遣事業許可は、当社の主要な事業活動に必須の免許であります。

上記の法規制に基づく下表の許認可等が取消又はそれらの更新が認められない事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由により、下記の許認可等が取り消され又は更新が認められない場合には、当社の事業活動に支障をきたすとともに、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について、当社の許認可、免許等の状況は以下の通りです。

許認可等の名称	許認可番号等/有効期間	規制法令	免許取消条項等
労働者派遣事業許可	派13-305951 2028年3月31日	労働者派遣法	第5条第1項
有料職業紹介事業許可	13-ユ-306908 2027年12月31日	職業安定法	第30条第1項
登録支援機関	19登-000419 2024年6月6日	出入国管理及び 難民認定法	第19条の32
宅地建物取引業者免許	東京都知事(1)第108029号 2027年7月1日	宅地建物取引業法	第5条 第66条

(2) 資格外活動に係る就労時間規制について

当社の人材サービス支援事業における派遣サービスは、派遣労働者が外国人の場合には、出入国管理法に基づき、外国人が所持する在留資格並びに資格外活動許可を所持することで就労することが可能となりますが、外国人が所属する教育機関が夏休み等の長期休業期間中以外は、1日8時間以上・週28時間を超えてはいけないという就労時間に係る制限がございます。

当社では派遣社員からの誓約や、派遣先への遵守の要請及び、派遣先の協力のもとシフトの管理について徹底することで、法令違反へのリスク低減に向けた取り組みを行っておりますが、万一何らかの事情により当社が行政から指導又は処分がなされた場合は、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) ベトナムのカントリーリスクについて

当社は、ベトナム人に特化した人材支援サービスを行っております。

在日ベトナム人に加え、在ベトナム・ベトナム人への支援も行っていることから、在外非連結子会社を通じてベトナムの行政窓口、大学等から常に最新の情報を収集するよう努めておりますが、予期できない政治、経済の変化や自然災害、紛争の勃発などが生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定の取引先への依存について

当社の2022年12月期の売上のうち、10%を超える取引先が3社存在し、株式会社丸和運輸機関38.7%、株式会社ナカノ商会16.9%、株式会社紀文フレッシュシステム12.4%の売上割合となっております。当該取引先とは良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる予定です。

しかしながら、当面は特定の取引先への依存が高い水準で推移することが考えられ、この間に販売先からの取引が減少した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の管理について

当社は、事業を行う上で、派遣スタッフ等の個人情報を保有しており、外部アプリケーションを活用し一括管理しております。そのアプリケーションはバックアップ体制も整えている上、これらの個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する規程を定め、万全の管理体制を施しており、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の遵守に努めております。また、不正アクセス、破壊及び改ざんに対して、基幹業務システムのセキュリティ投資を積極的に行い、厳正な対策を講じております。

また、当社の各事業に従事する社員や、派遣先の物流センター等で就業する派遣スタッフは、顧客管理下の個人情報や営業機密に触れる機会があります。当社では、顧客の営業機密管理及び漏洩防止のため、全ての社員・派遣スタッフに対して、採用時に守秘義務に関する誓約書を取り付けるほか、集合研修やオンライン研修を通じて定期的に教育・研修を行い、情報の取り扱いの重要性の啓蒙に努めております。

以上のような対策を講じても、個人情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、当社のイメージの悪化等により、当社の事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

(6) 新規事業及び新規サービスの立ち上げについて

当社では、中期的な事業方針として環境変化に強い、バランスの取れたポートフォリオ経営の推進を掲げており、今後も環境の変化に応じて柔軟に新規事業や新規サービスを展開して行く所存です。新規事業や新規サービスの展開にあたっては、事前に環境分析や市場分析等を慎重に行ったうえで事業化することとしておりますが、事業着手後、必ずしも計画どおりに進むとは限らず、また、予期せぬ事象の発生等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 大規模な自然災害及び感染症等の影響について

当社は、複数の派遣先及び全国に人材紹介をしており、自然災害や新型感染症が発生した場合、事業活動に支障が生じる可能性があります。特に、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の流行により、国内外の経済情勢は大きな影響を受けています。

(8) 情報システム障害について

当社では、事業運営を円滑に行うため、事業管理活動の多くをコンピュータシステム及びネットワーク網に依存しております。当社は、コンピュータシステムの障害に備えるため、各信頼のおけるアプリケーションベンダーのシステムを使用しておりますので、バックアップ等も取られていることは確認しております。また地震等の災害にも対応できるアプリケーションを使用しております。しかしながら、予期せぬトラブル等によりコンピュータシステムが停止した場合、あるいは、ネットワーク網に障害が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、今後も情報システム投資を積極的に行い、コンピュータシステム及びネットワーク網の安定稼働強化を図っていく計画です。

(9) 人材の確保について

当社が今後も継続的に成長していくためには優秀な社員や派遣スタッフの確保・育成が重要な要素になります。採用活動においては独自のインターンシップの実施、複数キャリアコースの設定等様々な施策を導入し、派遣スタッフの募集においてはビデオ面接等の導入など、採用方法の多様化を推進しています。また、従業員の育成・定着のためにマネジメント研修や健康経営の推進等様々な施策を講じています。しかしながら、これら諸施策が十分な効果が得られずに、計画どおりに人材の確保・育成が進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 特定人物への依存について

当社代表取締役の岩堀克英は当社の経営戦略の策定、新規事業の開発等において重要な役割を果たしております。当社は、人材の育成や経営体制の強化を図り、岩堀克英に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、何らかの理由により、業務執行できなくなった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社は、本発行者情報公表日現在、役員5名（非常勤監査役1名を含む）、派遣社員を除いた従業員7名、パートタイマー・アルバイト2名で構成されており、現在の内部管理体制はこの規模に応じたものとなっています。今後の事業の拡大にあわせて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の業務に支障が生じ、業績及び今後の事業展開に重要な影響を与え

る可能性があります。また、適切なタイミングで当社の人材の確保が十分にされない場合や、当社の役員や重要な業務を担当する従業員の流出等により、必要な人材を確保できないようになった場合には、売上高の減少等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社ではフィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年9月30日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は担当J-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算し1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の（a）から（c）の場合の区分に従い、当該（a）から（c）に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（c）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とす

るに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

- （a）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- （a）TOTKYO PRO Marketの上場株券等

- （b）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やか上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適當な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てのために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う

場合。

⑱反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

①いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第6 経理の状況 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりです。また、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第6 経理の状況 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

①財政状態の分析

第17期事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末から5,593千円減少し、129,310千円となりました。これは主に、現金及び預金が5,117千円増加した一方、売上の減少に伴い、売掛金が10,481千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末から24,295千円増加し、154,299千円となりました。これは主に、遊休現金資産を投資有価証券に投資し、評価益を得たことで投資有価証券が10,921千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末から9,215千円減少し、95,747千円となりました。これは主に、未払費用が20,925千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末から4,617千円減少し、94,757千円となりました。これは主に、長期借入金が7,500千円減少したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、主に当期純利益の計上により繰越利益剰余金が25,640千円増加したことで、前事業年度末から32,536千円増加し、93,105千円となりました。

また、有利子負債自己資本比率は106.7%でありました。

	第16期事業年度	第17期事業年度
自己資本比率	22.9%	32.8%
有利子負債自己資本比率	167.4%	106.7%

第18期中間会計期間（自2023年1月1日 至2023年6月30日）

(流動資産)

当中間会計期間の流動資産は、230,428千円となりました。これは主に、預け金が100,748千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間の固定資産は、68,182千円となりました。これは主に、投資有価証券が86,018千円減少したことによるものです。総資産は、298,610千円となりました。

(流動負債)

当中間会計期間の流動負債は、88,737千円となりました。これは主に、未払法人税等が7,083千円増加し、未払消費税等が11,800千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間の固定負債は、89,124千円となりました。これは主に、長期借入金が3,750千円減少したことによるものです。

この結果、当中間会計期間の負債合計は、177,862千円となりました。

(純資産)

当中間会計期間の純資産は、主に中間純利益の計上により繰越利益剰余金が30,288千円増加したことで、120,748千円となりました。

また、有利子負債自己資本比率は78.7%でありました。

	第18期中間会計期間
自己資本比率	40.4%
有利子負債自己資本比率	78.7%

②経営成績の分析

第17期事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルスワクチン接種の推進等により新規感染者数は大幅に減少しており、2022年中旬から新型コロナ対策の緩和がされるなど経済活動の改善に向けた動きがみられました。

人材事業では、求人の取得から人材サーチ及びシフト管理・定着化までをワンストップで支援するサービスを行っています。当社では、様々な経験やノウハウを有するベトナム人社員が各派遣先や特定技能の就労先の解決に役立てるプロフェッショナル人材サービスを提供しています。

そのような中、当社は、コロナ禍に物流分野へ大きくシフトさせた派遣事業を、新型コロナ対策緩和後は、飲食分野の派遣と特定技能事業への拡大を推進したことにより、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、過去最高益を更新しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は733,529千円（前年同期比8.9%増）、営業利益24,973千円（前年同期比3,293.1%増）、経常利益37,574千円（前年同期比85.7%増）、当期純利益25,640千円（同82.6%増）と過去最高益を更新いたしました。

なお、当社は、人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

第18期中間会計期間（自2023年1月1日 至2023年6月30日）

新型コロナ対策の影響がなくなり、経済活動及び国内外移動が正常化したことに伴い、対面サービスが必要な外食や宿泊事業の人手不足問題が再燃しております。その中で、2022年中旬から飲食分野の派遣と特定技能事業への拡大を行っていたことで、飲食分野の顧客は順調に増えております。また、2021年下旬から取り組んでいる介護分野の特定技能の顧客から評価を受け、既存の顧客から、新たな顧客となる別の介護施設を紹介してもらうという好循環となっております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は312,898千円、営業利益24,630千円、経常利益27,892千円、中間純利益30,288千円となっております。

なお、当社は、人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

また、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

③キャッシュ・フローの分析

第17期事業年度及び第18期中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(3) 運転資本

上場予定日（2024年2月20日）から12か月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2022年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年1月17日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	960,000	720,000	800	240,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	960,000	720,000	800	240,000	—	—

- (注) 1. 2023年11月16日開催の取締役会決議により、2023年11月17日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っており、発行済株式総数は同日付で239,200株増加し、240,000株となっております。
2. 2023年11月16日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款の変更を行い、発行可能株式総数は、960,000株となっております。
3. 2023年11月16日開催の臨時株主総会決議により、普通株式100株を1単位とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年8月31日 (注1)	400	800	20,000	40,000	—	—
2023年11月17日 (注2)	239,200	240,000	—	40,000	—	—

(注) 1. 株主割当増資 400株

割当先 岩堀克英

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

2. 株式分割(1:300)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	—	—	—	240,000	240,000	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	—	—	—	100.0	100	—

(注) 2023年11月16日開催の取締役会決議により、2023年11月17日付けで普通株式1株を300株に分割しております。また、2023年11月17日付けで定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月31日

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 240,000	240,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	240,000	—	—
総株主の議決権	—	240,000	—

(注) 2023年11月16日開催の臨時株主総会決議により、2023年11月17日付けで100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の利益配分に関する方針は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は期末日を基準とした株主総会決議による年1回の剰余金の配当を基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 4 名 女性 1 名 （役員のうち女性の比率20%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)	
代表取締役	社長	岩堀 克英	1971年 9月7日生	1995年9月 アクセンチュア株式会社入社 2001年11月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2010年7月 株式会社リバリュール代表取締役就任 2014年6月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	240,000	
取締役	人材事業部長	吉嶋 博之	1974年 8月25日生	1998年4月 株式会社フォーバル入社 2000年2月 株式会社グッテル入社 2001年6月 プロソフトトレーニンジャパン株式会社入社 2007年1月 株式会社シーズプロモーション入社 2016年2月 株式会社エムスタイルコネクション入社 2019年3月 株式会社オールウェイズ入社 2019年9月 当社入社 2022年12月 当社取締役人材事業部長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—	
取締役	管理部長	行方 亜美	1979年 11月28日生	2005年3月 株式会社リンクスタッフ入社 2010年12月 株式会社リバリュール入社 2014年5月 株式会社FUSION入社 取締役就任 2015年2月 当社入社 2022年3月 当社取締役管理部長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—	
取締役	—	板垣 和宏	1967年 7月5日生	1999年5月 株式会社泉ハウジング入社 常務取締役就任 1999年12月 有限会社ビジネスサーチ代表取締役就任 2016年4月 株式会社ビバンティ設立取締役就任（現任） 2019年3月 株式会社エクセル・コミュニティー 取締役就任（現任） 2022年3月 当社取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—	
監査役	—	永井 太郎	1972年 5月2日生	1997年4月 株式会社商船三井入社 2001年4月 新日本有限責任監査法人入所 2010年6月 永井公認会計士事務所・永井太郎税理士事務所（現任） 2012年7月 TN行政書士事務所設立（現任） 2015年5月 監査法人セントラル入所（現任） 2022年3月 当社監査役就任（現任）	(注) 2	(注) 3	—	
計								240,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2023年11月16日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まであります。
2. 監査役の任期は、2023年11月16日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まであります。
3. 2022年12月期における役員報酬の総額は18,230千円を支給しております。
4. 永井太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

②企業統治に関する事項

a. 会社の機関の内容

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(b) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(c) 会計監査

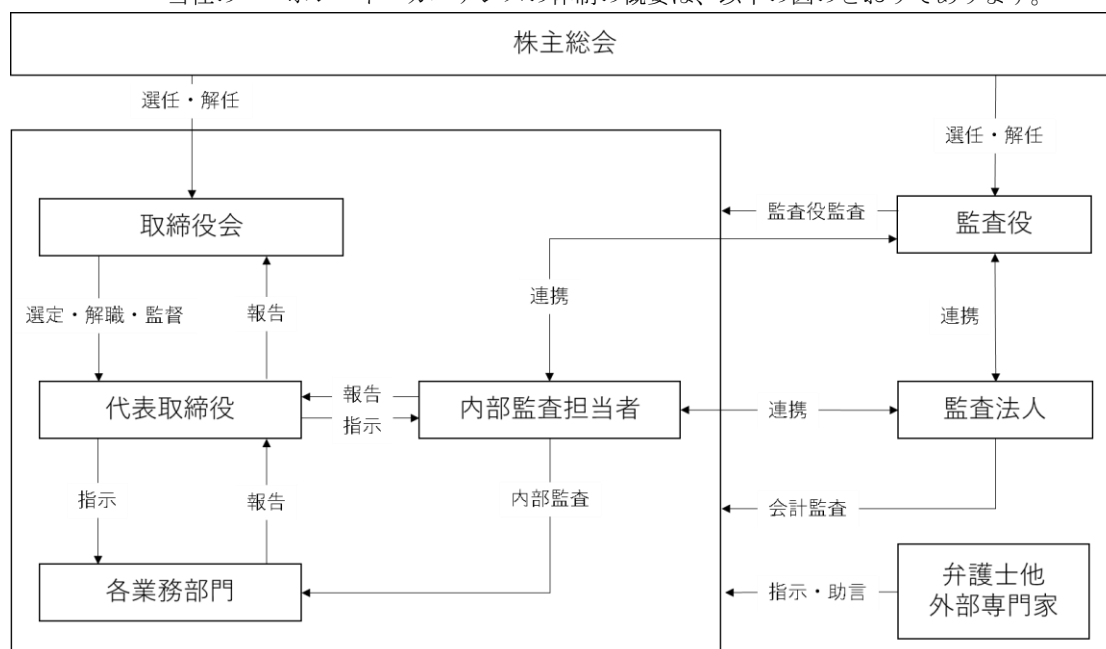
当社は監査法人シドールと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、会計監査を受けております。なお2022年12月期において監査を執行した公認会計士は、藤田和重氏、有光洋介氏の2名であり、いずれも継続監査期間は、2年以内であります。また当該監査業務に係る補助者は公認会計士2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(d) 内部監査

当社における内部監査は、内部監査担当者2名が業務を担当しております。監査は管理部が実施し、管理部の監査は他の部門が行い相互に牽制する体制を取っており、被監査部門の業務が規定やマニュアルに準拠し、逸脱なく行われているかという観点から実施しております。内部監査担当者2名が業務を担当しております。監査は管理部が実施し、管理部の監査は他の部門が行い相互に牽制する体制を取っており、被監査部門の業務が規定やマニュアルに準拠し、逸脱なく行われているかという観点から実施しております。その際には、業務の有効性及び効率性、法令遵守、財務報告の信頼性、資産の保全という統制目的の達成状況も勘案し、判断しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下の図のとおりであります。



b. 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制作りと管理体制の整備を図るため、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、この内容に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

- (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - (ii) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - (iii) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
 - (iv) 取締役は、監査役が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - (ii) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- (d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) コンプライアンス推進の最高責任者は、代表取締役とする。コンプライアンス活動のうち重要事項の決定は、取締役会が行うこととする。コンプライアンスに係る運用を適切に行うために、最高責任者の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会の委員長を代表取締役とし、委員会メンバーは委員長が選任するリスク・コンプライアンス委員より構成する。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
 - (ii) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役、顧問弁護士に報告される体制を構築する
 - (iii) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。
 - (iv) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「よろず相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- (e) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 代表取締役社長は、管理部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置させる。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - (ii) リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- (f) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、経営管理部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (ii) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。また、補助使用人の人事考課・異動は監査役の同意のもとに行うこととする。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - (ii) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - (iii) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
- (i) 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人等が、監査役等に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けない、または解雇されないこととする。
- (j) 監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役職務を執行する上で、監査費用の前払等を請求してきた際は、当社の担当部署において、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- (k) その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (ii) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- (l) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する

c. リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの回避・軽減に努めております。

③内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。つぎに管理部の監査は人材事業部が実

施しており、相互に牽制する体制をとっております。いずれの監査も、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について共有しております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

また、内部監査担当者による監査、監査役監査、監査法人による監査、それぞれの実効性や効率を高めるため、内部監査担当者・監査役・監査法人の三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携の取れる場を定期的に設けております。

④ 社外取締役及び社外監査役

現状、社外取締役の選任はしていませんが、経営機能の牽制強化と意思決定のプロセスの透明性を担保するため適任者が見つかれば、選任する予定であります。社外監査役永井太郎氏は、公認会計士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し、選任しております。なお、同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有しており、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能を果たせることを前提に判断しております。

なお、社外監査役は、内部監査担当者、監査法人と定期的に情報交換を行うことで相互連携を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人からは、随時監査結果の報告を受けるなど、緊密な連結を取ることで監査の実行性の向上を図っております。また、内部統制部門とは、随時情報交換を行うとともに、内部監査担当者または監査法人からの監査結果の報告を受けています。

⑤ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は、3名以上7名以内とする旨定款に定めております。監査役の定数は定めておりません。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑦ 取締役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができることとしております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨役員報酬等
第17期事業年度

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く)	17,690	17,690	—	—	—	3
監査役 (社外監査役 を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	540	540	—	—	—	2

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	7,200	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、監査意見を表明するに足る十分な監査手続きを実施する時間を確保してもらう観点から、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査役の同意を得たうえ、決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人シドーにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人シドーにより監査を受けております。

4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,945	50,062
売掛金	87,633	77,152
前払費用	329	381
その他	1,995	1,713
流動資産合計	134,904	129,310
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	111,937	122,858
関係会社出資金	—	2,011
繰延税金資産	275	—
保険積立金	16,297	18,017
その他	1,494	11,412
投資その他の資産合計	130,004	154,299
固定資産合計	130,004	154,299
資産合計	264,908	283,610
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2,038	7,500
契約負債	—	4,525
未払金	3,547	1,483
未払費用	72,541	51,616
未払法人税等	6,165	8,884
未払消費税等	20,671	18,745
預り金	—	2,992
流動負債合計	104,963	95,747
固定負債		
長期借入金	99,375	91,875
繰延税金負債	—	2,882
固定負債合計	99,375	94,757
負債合計	204,338	190,504
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,803	45,444
利益剰余金合計	19,803	45,444
株主資本合計	59,803	85,444
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	765	7,661
評価・換算差額等合計	765	7,661
純資産合計	60,569	93,105
負債純資産合計	264,908	283,610

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2023年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	46,547
売掛金	79,008
前払費用	1,166
預け金	102,306
その他	1,398
流動資産合計	230,428
固定資産	
投資その他の資産	
投資有価証券	36,839
関係会社出資金	2,011
保険積立金	18,017
その他	11,313
投資その他の資産合計	68,182
固定資産合計	68,182
資産合計	298,610
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	6,875
契約負債	7,020
未払金	2,381
未払費用	47,933
未払法人税等	15,967
未払消費税等	6,945
預り金	1,615
流動負債合計	88,737
固定負債	
長期借入金	88,125
繰延税金負債	999
固定負債合計	89,124
負債合計	177,862
純資産の部	
株主資本	
資本金	40,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	75,733
利益剰余金合計	75,733
株主資本合計	115,733
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	5,015
評価・換算差額等合計	5,015
純資産合計	120,748
負債純資産合計	298,610

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
売上高	673,515	※1 733,529
売上原価	552,962	569,319
売上総利益	120,553	164,209
販売費及び一般管理費	※2 119,816	※2 139,235
営業利益	736	24,973
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	184	781
助成金収入	16,690	2,040
保険解約返戻金	—	8,035
その他	3,725	1,760
営業外収益合計	20,601	12,618
営業外費用		
支払利息	16	16
その他	1,089	—
営業外費用合計	1,105	16
経常利益	20,232	37,574
特別利益		
投資有価証券売却益	—	※3 35
特別利益合計	—	35
特別損失		
投資有価証券売却損	※4 263	—
特別損失合計	263	—
税引前当期純利益	19,968	37,610
法人税、住民税及び事業税	6,498	12,298
法人税等調整額	△572	△328
法人税等合計	5,926	11,969
当期純利益	14,041	25,640

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)		当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 当期商品仕入高		7,583	1.4	9,686	1.7
II 労務費		492,464	89.0	504,346	88.6
III 経費	※	52,914	9.6	55,286	9.7
売上原価		552,962	100.0	569,319	100.0

※経費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
旅費交通費 (千円)	52,914	52,514
地代家賃 (千円)	—	2,385

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)
売上高	※1 312,898
売上原価	230,040
売上総利益	82,857
販売費及び一般管理費	58,226
営業利益	24,630
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	198
助成金収入	200
賃貸解約返戻	81
為替差益	2,791
営業外収益合計	3,270
営業外費用	
その他	9
営業外費用合計	9
経常利益	27,892
特別利益	
投資有価証券売却益	※2 17,749
特別利益合計	17,749
税引前中間純利益	45,642
法人税、住民税及び事業税	16,014
法人税等調整額	△661
法人税等合計	15,353
中間純利益	30,288

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	40,000	5,762	5,762	45,762	-	-	45,762
当期変動額							
当期純利益		14,041	14,041	14,041			14,041
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					765	765	765
当期変動額合計	-	14,041	14,041	14,041	765	765	14,807
当期末残高	40,000	19,803	19,803	59,803	765	765	60,569

当事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	40,000	19,803	19,803	59,803	765	765	60,569
当期変動額							
当期純利益		25,640	25,640	25,640			25,640
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					6,895	6,895	6,895
当期変動額合計	-	25,640	25,640	25,640	6,895	6,895	32,536
当期末残高	40,000	45,444	45,444	85,444	7,661	7,661	93,105

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自2023年1月1日 至2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	40,000	45,444	45,444	85,444	7,661	7,661	93,105
当中間期変動額							
中間純利益		30,288	30,288	30,288			30,288
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					△2,646	△2,646	△2,646
当中間期変動額合計	-	30,288	30,288	30,288	△2,646	△2,646	27,642
当中間期末残高	40,000	75,733	75,733	115,733	5,015	5,015	120,748

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	19,968	37,610
投資有価証券売却損益 (△は益)	263	△35
助成金収入	△16,690	△2,040
保険解約返戻金	—	△8,035
保険解約損	1,089	—
差入保証金償却額	126	126
受取利息及び受取配当金	△185	△782
支払利息	16	16
売上債権の増減額 (△は増加)	△12,622	10,481
仕入債務の増減額 (△は減少)	△76	—
契約負債の増減額 (△は減少)	—	4,525
保険積立金の増減額 (△は増加)	△4,598	△6,335
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△1,819	229
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△702	△21,922
小計	△15,230	13,838
利息及び配当金の受取額	185	782
利息の支払額	△16	△16
助成金の受取額	19,743	2,040
保険解約返戻金の受取額	—	12,651
法人税等の支払額	△509	△9,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,172	19,716
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△135,939	△850
投資有価証券の売却による収入	24,891	346
関係会社出資金の払込による支出	—	△2,011
差入保証金の差入による支出	—	△10,045
投資活動によるキャッシュ・フロー	△111,048	△12,561
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,324	△2,038
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,324	△2,038
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△110,199	5,117
現金及び現金同等物の期首残高	155,145	44,945
現金及び現金同等物の期末残高	※ 44,945	※ 50,062

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	45,642
投資有価証券売却損益 (△は益)	△17,749
助成金収入	△200
為替差損益	△2,791
差入保証金償却額	98
受取利息及び受取配当金	△198
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,856
契約負債の増減額 (△は減少)	2,494
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△469
未払消費税等の増減額 (△は増加)	△11,800
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△4,161
小計	9,006
利息及び配当金の受取額	198
助成金の受取額	200
法人税等の支払額	△8,931
営業活動によるキャッシュ・フロー	473
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の売却による収入	99,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	99,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△4,375
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,375
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,791
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	98,790
現金及び現金同等物の期首残高	50,062
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 148,853

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末の残高はありません。

4. 収益及び費用の計上基準

人材支援サービスは、派遣スタッフを顧客である企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。人材支援サービスの履行義務は、当社と雇用契約を締結した派遣スタッフが派遣先企業に派遣され、契約で決められた期間にわたって、約束した派遣サービスを提供することであり、契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間をもとに収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、損益に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	80,000千円	80,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	80,000	80,000

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益額であります。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.0%、当事業年度1.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100.0%、当事業年度98.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	39,112千円	38,443千円
貸倒損失	—	100

※3 投資有価証券売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
その他有価証券	—千円	35千円

※4 投資有価証券売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
その他有価証券	263千円	—千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	—	—	800
合計	800	—	—	800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	—	—	800
合計	800	—	—	800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	44,945千円	50,062千円
現金及び現金同等物	44,945	50,062

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及びその進捗等を勘案し、当該事業の計画に照らし適切な資金需要を想定し、資金運用並びに資金調達を行っております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

出資金は、業務上の関係を有する出資金であり、発行企業体の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、長期保有目的の投資有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用は、6か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係るものを目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。また、金利はすべて固定金利となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。未回収の場合は、適切な保全措置をとることとしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券及び出資金については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成、更新し流動性リスクを管理するとともに、金融機関と当座貸越契約を締結することで、流動性リスクを低減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	111,937	111,937	—
(2) 保険積立金	16,297	16,266	△30
資産計	128,234	128,203	△30
(1) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	101,413	100,071	△1,341
負債計	101,413	100,071	△1,341

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	122,858	122,858	—
(2) 保険積立金	18,017	17,227	△789
資産計	140,875	140,086	△789
(1) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	99,375	96,317	△3,057
負債計	99,375	96,317	△3,057

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社出資金	2,011

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	44,945	—	—	—
売掛金	87,633	—	—	—
保険積立金	—	—	16,297	—
合計	132,578	—	16,297	—

当事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	50,062	—	—	—
売掛金	77,152	—	—	—
保険積立金	—	—	18,017	—
合計	127,215	—	18,017	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,038	7,500	7,500	8,167	15,504	60,704
合計	2,038	7,500	7,500	8,167	15,504	60,704

当事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,500	7,500	8,167	15,504	15,504	45,200
合計	7,500	7,500	8,167	15,504	15,504	45,200

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的な観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年12月31日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	122,858	—	—	122,858
資産計	122,858	—	—	122,858

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年12月31日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保険積立金	—	17,227	—	17,227
資産計	—	17,227	—	17,227
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	—	96,317	—	96,317
負債計	—	96,317	—	96,317

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

保険積立金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

借入契約ごとに分類した当該長期借入金の元利金を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 関係会社出資金

関係会社出資金（貸借対照表計上額 前事業年度一千円、当事業年度2,011千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2021年12月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	31,157	30,989	167
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	31,800	29,597	2,202
	小計	62,957	60,587	2,370
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	48,979	50,196	△1,217
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	48,979	50,196	△1,217
合計		111,937	110,784	1,152

当事業年度（2022年12月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	89,651	82,014	7,636
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	33,207	29,308	3,898
	小計	122,858	111,323	11,534
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		122,858	111,323	11,534

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	24,891	—	263
合計	24,891	—	263

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	346	35	—
合計	346	35	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	534千円	820千円
資産除去債務	127	170
繰延税金資産小計	662	991
繰延税金資産合計	662	991
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△387	△3,873
繰延税金負債合計	△387	△3,873
繰延税金資産（負債）の純額	275	△2,882

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	33.58%	34.59%
(調整)		
住民税均等割	0.91	0.48
中小法人軽減税率	△3.29	△1.74
その他	△1.52	△1.49
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.68	31.83

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

また、当事業年度末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は887千円であります。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

また、当事業年度末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は760千円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人材支援サービス事業を営んでおり、計上される収益は顧客との契約から生じる収益として識別しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」として区別しております。

契約資産については、該当事項はありません。

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上「契約負債」として区分しております。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 売掛金	87,633
顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 売掛金	77,152
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	—
契約負債 (期首残高)	—
契約負債 (期末残高)	4,525

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社の事業セグメントは、人材支援サービス事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社の事業セグメントは、人材支援サービス事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社丸和運輸機関	249,262	人材支援サービス事業
株式会社ナカノ商会	140,083	人材支援サービス事業
株式会社紀文フレッシュシステム	72,984	人材支援サービス事業

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社丸和運輸機関	284,202	人材支援サービス事業
株式会社ナカノ商会	123,637	人材支援サービス事業
株式会社紀文フレッシュシステム	90,982	人材支援サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岩堀 克英	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 100	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	101,413	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額は、当事業年度末の対象となる借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岩堀 克英	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 100	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	99,375	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額は、当事業年度末の対象となる借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	252.37円	387.94円
1株当たり当期純利益	58.51円	106.84円

- (注) 1. 2023年11月16日開催の取締役会決議により、2023年11月17日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益(千円)	14,041	25,640
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	14,041	25,640
普通株式の期中平均株式数(株)	24,000	24,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2023年11月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月17日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことにより株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年11月16日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、それぞれ1株につき300株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 239,200株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 240,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 960,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2023年11月17日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末の残高はありません。

3. 収益及び費用の計上基準

人材支援サービスは、派遣スタッフを顧客である企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。人材支援サービスの履行義務は、当社と雇用契約を締結した派遣スタッフが派遣先企業に派遣され、契約で決められた期間にわたって、約束した派遣サービスを提供することであり、契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間をもとに収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これにより中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年6月30日)	
当座貸越極度額	80,000千円
借入実行残高	—
差引額	80,000

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益額であります。

※2 投資有価証券売却益の内訳は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
その他有価証券	17,749千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	—	—	800
合計	800	—	—	800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
現金及び預金勘定	46,547千円
預け金	102,306千円
現金及び現金同等物	148,853

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	36,839	36,839	-
(2) 保険積立金	18,017	17,585	△431
資産計	54,857	54,425	△431
(1) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	95,000	93,490	△1,509
負債計	95,000	93,490	△1,509

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
関係会社出資金	2,011

(注) 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的な観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (2023年6月30日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	36,839	—	—	36,839
資産計	36,839	—	—	36,839

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2023年6月30日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保険積立金	—	17,585	—	17,585
資産計	—	17,585	—	17,585
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	93,490	—	93,490
負債計	—	93,490	—	93,490

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

保険積立金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

借入契約ごとに分類した当該長期借入金の元利息を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 関係会社出資金

関係会社出資金（中間貸借対照表計上額 当中間会計期間2,011千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

当中間会計期間（2023年6月30日）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	36,839	29,172	7,667
	小計	36,839	29,172	7,667
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		36,839	29,172	7,667

3. 売却したその他有価証券

当中間会計期間（2023年6月30日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	99,742	17,727	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	158	21	—
合計	99,900	17,749	—

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上しております。

また、当中間会計期間末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は697千円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人材支援サービス事業を営んでおり、計上される収益は顧客との契約から生じる収益として識別しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、中間貸借対照表上「売掛金」として区別しております。

契約資産については、該当事項はありません。

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、中間貸借対照表上「契約負債」として区分しております。

当中間会計期間に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額は4,525千円であります。なお、当中間会計期間において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
売掛金	77,152
顧客との契約から生じた債権 (当中間期末残高)	
売掛金	79,008
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (当中間期末残高)	—
契約負債 (期首残高)	4,525
契約負債 (当中間期末残高)	7,020

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当社の事業セグメントは、人材支援サービス事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社丸和運輸機関	92,414	人材支援サービス事業
株式会社紀文フレッシュシステム	70,329	人材支援サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	503.12円
1株当たり中間純利益	126.20円

- (注) 1. 2023年11月16日開催の取締役会決議により、2023年11月17日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
中間純利益(千円)	30,288
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	30,288
普通株式の期中平均株式数(株)	24,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2023年11月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月17日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことにより株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年11月16日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、それぞれ1株につき300株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 239,200株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 240,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 960,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2023年11月17日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
		ビザ インク A シェアーズ	1,995	55,188
		VISA INC-CL A	1,260	34,462
		計	3,255	89,651

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(千円)
		野村PIMCO・世界インカムF	25,916,824	33,207
		計	25,916,824	33,207

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【債権明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	2,038	7,500	0.6	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	99,375	91,875	0.6	2024年～2030年
合計	101,413	99,375	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
長期借入金	7,500	8,167	15,504	15,504

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	31
預金	
普通預金	50,031
小計	50,031
合計	50,062

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社紀文フレッシュシステム	23,719
株式会社丸和運輸機関	17,801
株式会社ナカノ商会	8,629
株式会社関工テクノシード	3,982
株式会社ダイワコーポレーション	3,100
その他	19,919
合計	77,152

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 365
87,633	806,523	817,004	77,152	91.4	37

② 固定資産

イ. 保険積立金

相手先	金額 (千円)
日本生命保険相互会社	18,017
合計	18,017

③ 流動負債
イ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
派遣学生 (注)	41,859
厚生労働省年金局	1,577
岩堀克英	1,175
アルカセット・コンサルティング株式会社	1,100
監査法人シドー	660
その他	5,242
合計	51,616

(注) 相手先は個人であり、個々の金額は僅少であるため、その具体名の記載を省略しています。

ロ. 未払消費税等

相手先	金額 (千円)
品川税務署	18,745
合計	18,745

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン － 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン － 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://upraise.pw/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概要】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
岩堀 克英 (注) 1. 2.	東京都目黒区	240,000	100.00
計	—	240,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2024年1月12日

株式会社アプライズ

取締役会 御中

監査法人シド

横浜事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

藤田和重

指定社員
業務執行社員

公認会計士

有光洋介

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプライズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプライズの2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年11月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月17日付で、普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行うことを決議している。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2024年1月12日

株式会社アプライズ

取締役会 御中

監査法人シドール

横浜事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

藤田和重

指定社員
業務執行社員

公認会計士

沢田石 吉英

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例110条5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプライズの2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプライズの2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年11月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月17日付で、普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行うことを決議している。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上